平成２１年（フ）第１１４９号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目10番２号エステムコート東灘301号
債務者　寺澤かおる（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５１号
神戸市須磨区東落合３丁目28番17号セジュール東落合108号
債務者　岡田　浩一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９号
鳥取県倉吉市広瀬995番地
債務者　平岩　香澄
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１５９号
鳥取県米子市上新印184番地２
債務者　田中ヤヨエ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２５号
広島県尾道市因島原町1312番地１
債務者　金本　　進
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
広島県尾道市因島原町1312番地１
債務者　金本　辰子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
広島県世羅郡世羅町大字小世良654番地５
債務者　岡田タケ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
広島県尾道市向島町5353番地
債務者　黒瀬　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
愛媛県松山市松末２丁目13番10号　やなぎ荘11号
債務者　熊谷　信也
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
大分県別府市野口元町２番27号
債務者　佐藤　壽子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３４号
大分市富士見が丘東２丁目25番17号
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３８号
宮崎市吉村町曽師中甲3115番地10　サンリッチ日高102号
債務者　神中　正順
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３９号
宮崎市吉村町曽師中甲3115番地10　サンリッチ日高102号
債務者　神中さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０号
宮崎県日南市北郷町北河内7921番地８
債務者　竹内真由美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
鹿児島県霧島市溝辺町麓2317番地１
債務者　白澤トチエ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
鹿児島県霧島市国分川内1870番地
債務者　佐々木憲一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
鹿児島県姶良郡加治木町本町172番地
債務者　原口　浩三
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2530番地16
債務者　吉田　　尊
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係